

世田谷区子ども計画（第2期）
素案（たたき台）

平成26年7月

世田谷区

子ども計画の基本理念

子どもは、未来の「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割をもっています。

また子どもは、一人の人間としていかなる差別を受けることなくその尊厳と権利が尊重され、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たすことが求められます。

世田谷区は

安心して子どもを生み、育て、

子育てに夢や喜びを感じることができ、

また、

子どもが健やかに成長・自立できる地域社会を区民と力をあわせ実現します。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況	1
（1）全国的な社会状況と国の動向	1
（2）世田谷区の世界状況と区の動向	2
2 子ども計画（第2期）策定の趣旨	4
（1）策定の趣旨	4
（2）計画の位置付け	5
（3）計画の期間	6
3 子ども計画後期計画の評価	7
（1）子ども計画後期計画 指標の進捗評価	7
（2）目標事業量の達成状況	10
（3）世田谷区子ども・青少年問題協議会による評価・検証及び課題整理	11
第2章 計画の基本的考え方	14
1 子ども計画（第2期）で目指すべき姿	14
2 計画策定にあたっての視点	15
3 体系	16
第3章 計画の内容	18
1 子育て家庭への支援	18
（1）身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実	18
（2）子育て力発揮への支援	19
（3）子どもと親の健康づくり	20
2 保育・幼児教育の充実	21
（1）保育施設・多様な保育サービスの整備・拡充	21
（2）就学前の養護・教育の質の向上	22
（3）保育と教育の一体的な提供	23
3 支援を要する子ども・家庭のサポート	24
（1）養育困難家庭・要保護児童支援	24
（2）配慮を要する子どもの支援	25
（3）ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援	26
（4）悩みや困難を抱えた子どもの支援	27
4 質の高い学校教育の充実	28
（1）「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進	28
（2）信頼と誇りのもてる学校づくり	29
5 子どもの成長と活動の支援	30
（1）成長と活動の場と機会の充実	30
（2）子どもの社会への参加・参画の機会の充実	31

6	子どもが育つ環境整備	32
	(1) 地域の子育て力の向上	32
	(2) 社会環境基盤整備	33
	(3) 子どもの人権擁護・意識の醸成	34
第4章	重点政策	35
1	妊娠期からの切れ目のない支援	35
2	子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上	35
3	子どもの生きる力の育み	36
第5章	子ども・子育て支援事業計画(案)	37
1	圏域の設定	37
2	推計人口	38
3	需要量見込み及び確保の内容と実施時期	38
	(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	38
	(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期	41
第6章	今後の若者施策の取組み	48
1	生きづらさを抱えた若者の支援	48
2	若者の交流と活動の推進	49
3	若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援	49
4	子ども計画以外の計画に含まれる「若者支援施策」との連携	50
第7章	実現の方策	51
1	指標	51
2	推進体制	52

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て家庭を取り巻く状況

(1) 全国的な社会状況と国の動向

わが国は、高度経済成長期以降これまでに経験したことのない長期にわたるデフレ経済に直面しています。リーマンショック以来、再び大きな社会問題となっている保育待機児童の問題については、長引くデフレ経済を背景として、子どもの乳児期に子育てに専念したいという思いを持つ方も、働かざるを得ない状況となったことも要因の一つとしてあげられます。こうした状況下で所得格差も広がり、子どもの貧困が社会的な問題として取り上げられるようになっていきます。

また、ICTの急速な高度化による情報化の進展や、外国人の増加などがもたらすグローバル化の進展も、子どもを取り巻く環境として大きな影響を与えている事象といえます。

とりわけ、人口構造の変化は著しく、少子高齢化の急激な進展に歯止めがかからず、わが国の65歳以上の人口は全人口の25.2%（平成26年1月時点）を占め、同割合が21%を超える「超高齢社会」と呼ばれる状況となっています。これと反比例するように、生産年齢人口（15歳から64歳）、年少人口（14歳以下）は減少の一途を辿っています。このことは、社会保障費の増大をもたらすとともに、それを支える世代の減少を表しており、社会保障制度そのものをゆるがす状況を示しています。さらには、死亡数が出生数を上回る状態が続く人口減少社会へと突入することとなってしまいました。

国は、平成6年の「エンゼルプラン」にはじまる少子化対策を打ち出しましたが、その後も少子化の現象は留まることはなく、平成15年には、「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策に一層取り組んでいく姿勢を明確に打ち出しました。

こうした状況の中で、ワーク・ライフ・バランスの概念が社会に広まり、企業の育児休業制度の制度化も進み、出産を期に離職をする女性の割合が徐々に減少の傾向を見せたことで、女性の就労率が高まるなど、生産年齢人口の減少がもたらす生産力の減少に対する対策として一定の効果が認められるところです。

しかし少子化が依然として進行していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感と負担感が増加していること、都市部における待機児童問題等課題が山積していることから、平成24年8月に「子ども・

子育て関連3法」を制定し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指した「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度に創設することとしています。新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

(2) 世田谷区の社会状況と区の動向

少子化という全国的な流れがある中で、世田谷区では、出生率の回復などを主な要因として子どもの数が増加し続けています。特に平成21年からは、0歳から5歳の子どもが毎年1,000人近く増え続けており、全国的にも数少ない自治体であるといえます。一方で、上記の女性の就労率の上昇もあわせて、保育需要は全国の自治体でみられる状況を凌ぐ勢いで増加しています。

また、子どもや子育て家庭は増加していますが、核家族化が進んでいる傾向は全国と同様です。地域社会との関わりも希薄化しており、子育てについて、身近に相談する人がいない、必要な情報が得られない、適切な情報・サービスを選択できない保護者が増加し、家庭の養育力の低下が懸念されています。こうした状況は、子育ての不安や悩みを一人で抱え込むことともなり、児童虐待やネグレクトを引き起こすことにもつながりかねません。

さらに、都市化の進展により、子どもが外で友達と自由に遊ぶ場や機会が減少しています。また、地域コミュニティの希薄化により、子どもの声が近隣問題になるなど地域で子どもを育てるという意識は薄れてきているのかもしれませんが、近年、子ども・若者のコミュニケーション能力が低下していると言われていますが、地域の中で他者との関わりを持ちながら様々な体験をすることが、子どもの成長を育むものであり、こうした体験が少ないことが要因のひとつと考えられています。また、情報化の進展により、子どもが情報機器を介して過ごす時間が増え、集団の中で対人関係を築く機会が減っていることも、要因のひとつと言われています。

世田谷区では、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、すべての世田谷区民が力を合わせ、子どもが健やかに育つことのできるまちをつくることを宣言し、平成13年12月に「世田谷区子ども条例」を制定しました。子ども条例で掲げる理念を実現するための推進計画として、区は、平成17年3月に「世田谷区子ども計画」を策定し、その後、社会状況の変化等に対応するため、中間年での見直しを行い、平成22年3月に「世田谷区子ども計画後期計画」を策定しました。

区では、後期計画に基づき、その基本方針である「子どもの視点」を重視しながら、保育待機児解消への取組みや子どもの成長の支援を進めるとともに、子育ての

負担や不安の軽減等の虐待予防の取組みから、早期発見、支援を必要とする家庭への継続的なサポートなど段階に応じた適切な支援を進めてきました。

中でも、保育環境の整備は、喫緊の課題であるとして認可保育所の整備を中心とした対策を講じてきたところですが、保育待機児童数は、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で 1.8 倍になるなど大きな課題となっています。子育て家庭の家族形態、就労形態もますます多様化しており、保育だけでなく、様々な子育て支援についてもより多様な受け皿が求められています。このようなニーズに応えるために、区民、事業者、地域、行政が一層協力・連携して支えていくことが求められています。

また、国における地方分権の動きが具現化していることに平行して、区も自治権の拡充に向けた取組みを進めています。特に児童相談所については、東京都と特別区での都区の事務配分を議論する「都区のあり方検討委員会」において、区に移譲することを検討する事務としての方向付けが示され、平成 24 年 2 月に「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」が設置され、具体的な検討に着手したところです。こうした自治権拡充の動きについても、住民に身近な事務は基礎自治体である世田谷区が行うという視点がこれまで以上に求められています。

2 子ども計画（第2期）策定の趣旨

（1）策定の趣旨

世田谷区では、区を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、今後20年間の公共的指針として世田谷区基本構想を平成25年9月に策定しました。さらに基本構想の理念を実現するために、今後10年間に区が重点的に取り組む施策の方向性を示す基本計画を平成26年4月からスタートさせています。基本計画では、基本構想の9つのビジョンのうちの一つである「子ども・若者が住みやすいまちをつくり、教育を充実する」というビジョンの実現に向けて、「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」を重点政策に掲げ、「子ども若者・教育」の分野別政策において施策の方向性を定めています。

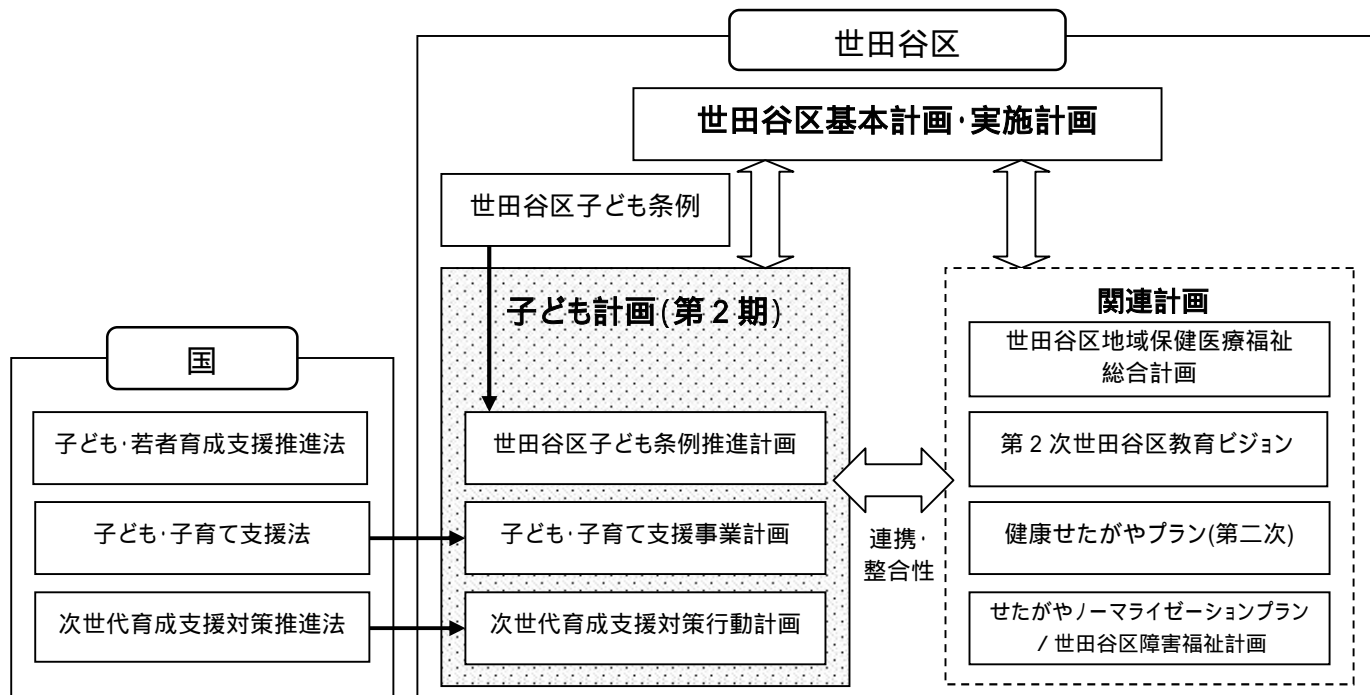
また、子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である基礎的自治体に対して、保育・幼児教育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を計画的に実施していくことを求めています。

「世田谷区子ども計画」が平成26年度に最終年度を迎えることから、基本計画等上位計画の方向性や国の定める「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、近年の子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化に対応すべく、子ども・若者にかかる新たな個別計画として「世田谷区子ども計画（第2期）」を策定します。

(2) 計画の位置付け

この計画は、「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定します。また、子ども・子育て支援法で定める子ども・子育て支援事業計画及び期間の延長が決まった次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画を内包します。

同時に、区の上位計画である「世田谷区基本構想」「世田谷区基本計画」や、関連計画である「世田谷区地域保健医療福祉総合計画」「世田谷区教育ビジョン」「健康せたがやプラン」等との連携・整合性を図っていきます。

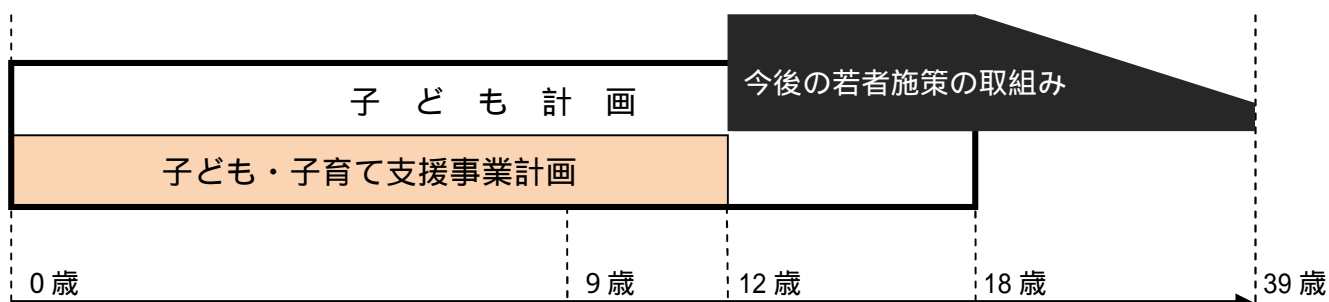


若者施策との関係

子ども条例では、18歳未満のすべての人を「子ども」としてしています。一方、区では、12歳から39歳までを若者と位置づけ、施策を進めています。

若者施策は、子どもの頃から継続して取り組んでいくべきものや、早期の支援により問題の深刻化を未然に防げるものなど、子ども期で展開する施策と密接に関わっています。このため、子ども計画策定にあたっては若者施策を見据えた検討を行うとともに、今後の若者施策についてもお示しすることとしました。

国は、平成21年に子ども・若者育成支援推進法を定め、自治体に対して子ども・若者計画の策定に努めるよう求めているところです。



(3) 計画の期間

「子ども計画（第2期）」の計画期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とし、内包する「子ども・子育て支援事業計画」は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の国の子ども・子育て施策の動向や、社会経済情勢の変化に合わせて、必要な調整を図るものとします。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
国	次世代育成支援対策行動計画(H17～H26)										次世代育成支援対策行動計画(H27～H36) 策定は任意									
											子ども・子育て支援事業計画					子ども・子育て支援事業計画				
世田谷区子ども計画	世田谷区子ども計画(H17～H26)																			
											後期計画(H22～H26)									
											<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">次期子ども計画(H27～H36)</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">↓</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">子ども・子育て支援事業計画</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">↓</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">次世代育成支援対策行動計画</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">↓</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">世田谷区子ども条例推進計画</p> </div>									
世田谷区	世田谷区基本計画(H17～H25)										世田谷区基本計画(H26～H35)									
	実施計画 H17～H19			実施計画 H20～H23			実施計画 H24～H25				新実施計画 H26～H29									

3 子ども計画後期計画の評価

(1) 子ども計画後期計画 指標の進捗評価

次世代育成支援対策推進法で定められた全国共通指標と、区独自の指標に基づき、後期計画の評価を行いました。

全国共通の指標

子育て中の女性の就労率は平成 25 年までの 5 年間で上昇し、保育入園申込者数は平成 21 年度から 26 年度の 5 年間で約 1.6 倍、待機児童数も約 1.8 倍になるなど、子育て環境が大きく変化をしました。こういった状況を反映するように、子育てをしやすいと感じる層が減少し、子育てをしにくいと感じる層が増加しています。一方、育児休業取得率は父母ともに上昇し、父親の育児参加も含めた両立支援が推進されました。

子育てに対する不安感はほぼ横ばいで、不安感や負担感を軽減する施策が充分行き届いていないことが見てとれます。

子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合

『ニーズ調査アンケート』

子育て楽しいと感じるか、辛いと感じるか	平成 20 年		平成 25 年	
	就学前	就学後	就学前	就学後
楽しいと感じることが多い どちらかという楽しい	81.3%	76.2%	80.2%	75.1%
同じぐらい	14.5%	16.8%	15.5%	19.1%
辛いと感じることが多い どちらかという辛い	2.9%	4.7%	3.3%	4.6%
その他、わからない、無回答	1.3%	2.3%	0.9%	0.5%

希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者の割合

	平成 21 年 4 月	平成 26 年 4 月
認可保育所申込者数	3,376	5,363
保育サービス待機児童数	613	1,109
待機児童数 / 申込者数	18.2%	20.7%

子育てが地域の人に（もしくは、社会で）支えられていると感じる割合
 保育サービス等の充実

『区民意識調査』

子育てしやすい環境であると思う区民の割合（家族形成期 + 家族成長前期）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
子育てしやすい環境 どちらかといえば子育てしやすい環境	36.7%	35.9%	38.8%	34.1%	33.6%
子育てしにくい どちらかといえば子育てしにくい	33.2%	33.2%	31.8%	35.4%	36.7%
わからない又は、無回答	30.0%	30.9%	29.4%	30.5%	29.7%

在宅子育て支援

『区民意識調査』

子育てしやすい環境であると思う区民の割合（家族形成期 + 家族成長前期）

	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年
子育てしやすい環境 どちらかといえば子育てしやすい環境	25.9%	27.5%	27.9%	22.9%	22.1%
子育てしにくい どちらかといえば子育てしにくい	27.6%	27.5%	24.7%	27.3%	26.9%
わからない又は、無回答	46.3%	45.1%	47.5%	50.0%	51.0%

仕事と生活の両立がはかられていると感じる割合

『ニーズ調査アンケート（就学前）』

	平成 20 年	平成 25 年
母親の就労率	31.8%	45.6%
母親の育児休業取得率	19.7%	32.0%
父親の育児休業取得率	1.1%	3.9%

区民意識調査では、回答者をライフステージ別に13の類型に区分し分析を行っており、次の2区分に該当する回答を使用しています。

家族形成期：子どものいない夫婦（20～39歳）あるいは、一番上の子が小学校入学前

家族成長前期：一番上の子が小・中学生

区独自指標

自己肯定感や自尊感情に係る調査では、一般的に学年が上がるにつれ肯定的な回答が減り否定的な回答が増える傾向が見られますが、区の調査結果では設問により傾向にばらつきがありました。今後も、すべての年代の子どもに対し、自己肯定感を育む施策を行っていく必要があります。

子ども自身が、自分が大切にされていると感じる割合

『小学生対象アンケート』、『中高生世代アンケート』

自分自身が好きだと思うか

	平成 25 年		
	小低学年	小高学年	中高生世代
そう思う(すごくそう思う、まあそう思う)	54.0%	54.6%	39.6%
そう思わない(あまりそう思わない、ほとんどそう思わない)	14.9%	19.4%	22.6%
無回答	3.0%	1.2%	1.4%

他の人から好かれていると思うか

	平成 25 年		
	小低学年	小高学年	中高生世代
そう思う(すごくそう思う、まあそう思う)	41.5%	48.5%	43.1%
そう思わない(あまりそう思わない、ほとんどそう思わない)	22.3%	23.0%	14.8%
無回答	5.1%	1.1%	1.2%

(2) 目標事業量の達成状況

次世代育成支援対策推進法では行動計画の策定が義務づけられており、世田谷区では子ども計画後期計画で目標事業量を設定していました。達成状況は下表のとおりです。平成27年4月には、概ね目標事業量を達成する見込みです。

しかしながら、予想を上回る児童人口の増加と家族形態や就労状況の変容などを背景として、保育サービスをはじめとする子ども・子育て支援全般の需要が増加しており、供給が不足している状況にあります。

事業名		目標事業量	実績	
		27年4月	22年4月	26年4月
保育5サービス(1)	(人)	14,140	9,943	13,454
保育6サービス(2)	(人)	15,010	10,737	14,298
夜間保育事業	(人)	30	30	30
延長保育事業	(人)	2,555	1,750	2,321
トワイライトステイ事業	(人)	3	3	3
休日・年末保育事業	(人)	50	40	50
放課後児童健全育成事業	(人)	4,795	3,931	4,338
病児・病後児保育事業	(日)	15,000	10,200	17,400
ショートステイ事業	(人)	5	5	7
一時預かり事業	(日)	101,514	69,800	96,800
地域子育て支援拠点事業 A(児童館型)	(か所)	26	26	26
B(ステーション併設)	(か所)	5	5	5
C(単独)	(か所)	6	5	7

1 保育5サービス:認可保育園、家庭的保育、事業所内保育、認証保育所、その他

2 保育6サービス:保育5サービス+幼稚園預かり保育

(3) 世田谷区子ども・青少年問題協議会による評価・検証及び課題整理

平成 23 - 24 年度世田谷区子ども・青少年問題協議会では、「世田谷区子ども計画後期計画の評価・検証及び課題整理」を検討テーマに議論を重ね、平成 25 年 4 月、「次期子ども計画で取り組むべき施策について」として報告がまとめられました。

中間の提言等に基づき着手した取組みについて

子ども・青少年問題協議会が検討を進める中で、平成 23 年 10 月に「最終報告を待たずに、実現に向けてすぐに着手すべき項目」として中間提言を報告しました。この中間提言にあった項目及び協議会から報告等を受けた項目の中で、すぐに着手された取組みについては以下のとおりです。

子ども自身が相談しやすい仕組みづくり

提言

子ども自身が相談しやすく、他者の力を借りて自身で悩みなどを解決していく仕組みが必要である。

取組み

- ・子どもの人権を擁護し救済を図るため、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関「せたがやホッと子どもサポート」を設置（平成 25 年 4 月）。平成 25 年 7 月より相談等を開始した。

妊娠期及び周産期の子育て支援策

提言

児童虐待予防には、妊娠期あるいは 0 歳児対象の支援策の充実が必要である。

取組み

- ・1 歳以上を対象としていた理由を問わない預かり事業（ほっとステイ）を、一部で生後 4 か月以上に対象拡大した。（平成 24 年 4 月より）
- ・0 歳児を対象とした短期間の預かり事業（ショートステイ）を開始した。（平成 24 年 10 月より）

震災時の子ども支援

提言

震災時の子ども支援について示していく必要がある。

取組み

- ・「子どもに関わる事件・事故・災害等の情報」を電子メールで配信するシステムを構築。(平成 23 年 6 月より)
- ・保育園防災対策事業研修の対象施設を広げた。
- ・「保育園防災マニュアル」を策定した。(平成 24 年 3 月)

青少年施策を担当する行政組織の位置づけ

提言

総合的な青少年施策の実現に向け、行政組織の位置づけを提言。

取組み

- ・専管所管である若者支援担当課を設置(平成 25 年 4 月)

最終報告における提言

平成 25 年 4 月の報告の中で「次期計画（平成 27 年度～36 年度）策定に向けた留意事項」として、次の 6 項目の提案が出されました。

保育環境の整備

- ・日常的な寄り添いといった家庭的な関わりと環境の確保。
- ・安全・安心の保障ため、地域施設を有効活用した複数の人の目が行き届く環境での預かりの推奨や、保育所、児童福祉施設等との連携を図るといった施策の検討。
- ・在宅の子育て家庭や支援を必要とする保護者が、気軽に交流できる場の拡充。

事業を実施する際の留意点

- ・事業実施にあたっての課題の対応・改善を速めるため、条件が整備された地区からモデルやパイロット事業としてスタートして検証を行うなどの工夫が必要。
- ・前例の少ない新たな試みの際には、試行錯誤期間の設定、十分に地域の住民や町会・自治会、団体などとの関係を深めながら、事業を進めていくサポートが重要。

地区の特性・資源活用に配慮した支援策の充実

- ・子ども・子育て支援や若者に関わるサービスに参入する N P O 法人や民間企業の事業者のもつ社会的な資源（機能・施設・人材など）の活用の検討。
- ・世田谷区の 5 地域 27 地区のそれぞれの特性に配慮したきめ細かな施策展開。

青年期（概ね 18 歳以上 30 歳未満の計画）

- ・次代を担う若者が地域で住み続けられるまちであるための総合的な施策展開。
- ・計画の策定にあたっては、若者のおかれている現状をしっかりと認識し、当事者の参画に配慮して作成するとともに、実施状況の点検・評価などを行うべき。

寄附文化の醸成

- ・地域全体で子どもと子育てを支援する事業においては、寄附の呼びかけを P R するなど、実績を積み重ね、定着させていくことが必要。
- ・若者の起業支援や若者の就労支援事業者に対し寄附を募るといった事業の検討。
- ・寄附だけに依存されないよう、段階的に自立を促すようなサポートの検討。

健康や生命の安全を脅かす災害・事故への対応

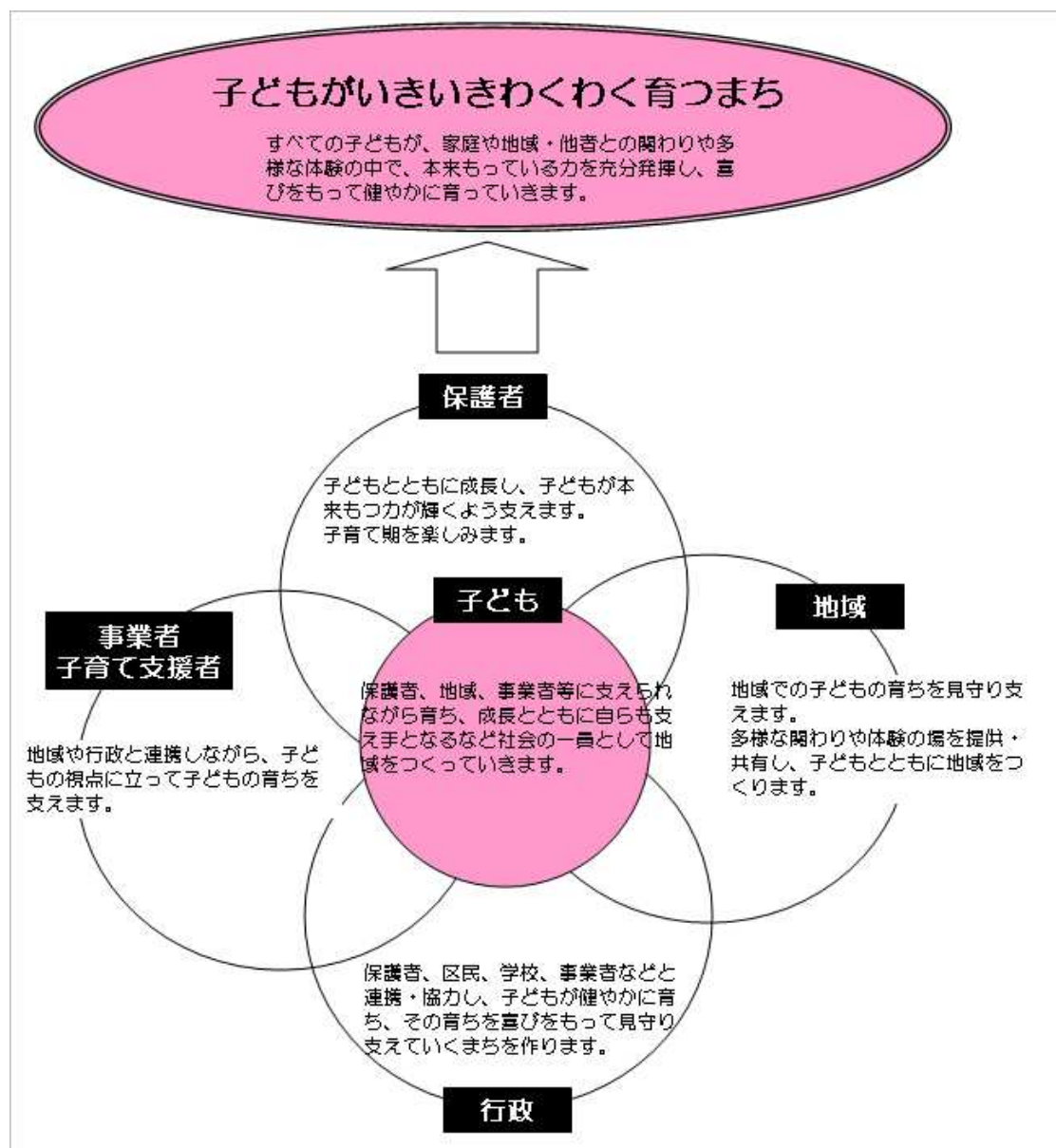
- ・災害時の着実な対応や子どもと子育て家庭における放射能汚染への対応の検討。
- ・被災地での被災地以外の大学や N P O などと地域の協働による復興支援の取組みは、地域の子ども・子育て支援の参考事例であり、策定の視点に取り入れるべき。

第2章 計画の基本的考え方

1 子ども計画（第2期）で目指すべき姿

すべての子どもが、家庭や地域・他者との関わりや多様な体験の中で、本来持っている力を存分に発揮し、喜びをもって健やかに育っていくまちを目指します。

保護者と地域は、すべての子ども子ども時代が豊かなものとなるよう、見守り支えていきます。



2 計画策定にあたっての視点

出生数の増加などにより平成 21 年から平成 26 年の 5 年間で約 4,900 人増となった就学前人口は、今後平成 30 年にピークを迎え、その後漸減しながらもほぼ横ばいで推移すると予測されています。また、子どもを育てながら就労する保護者も増加するなど、働き方やライフスタイルが多様化しており、子ども・子育てを支える基盤の量的拡大とサービス主体の多元化の傾向は暫く続くことが想定されます。

一方、核家族化や地域のつながりの希薄化により保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに感じる不安感、負担感の軽減が課題とされています。

これらの社会状況を踏まえ、計画策定にあたっては、つぎの 3 つの視点をもって施策の検討を行うこととしました。

当事者の参加・参画の推進

子ども自身や保護者が、当事者として事業運営や事業の実施主体とどのように関わっていくか。その仕組みをどのように構築し、支えていくか。

地域で包括的に支える仕組みの構築

身近な地域で安心して子どもを生き育てられるよう、また、子どもの育ちが子ども自身にとっても保護者にとっても喜びとなるよう、どのように地域の資源を生かしながら切れ目なく支えていくか。

行政が果たすべき責任と役割

サービスが量的拡大し実施主体も多元化する中で、世田谷区が目指すサービスの質やサービス利用者である子どもの人権や安全・安心をどのように担保していくか。また、区が主体となって運営する事業が果たす役割をどのように位置づけるか。

3 体系

基本理念	目指すべき姿	大項目	中項目
<p>安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができ、子どもが健やかに成長・自立できる地域社会の実現</p>	<p>子どもがいきいきわくわく育つまち</p>	<p>子育て家庭への支援</p>	<p>身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実</p> <p>子育て力発揮への支援</p> <p>子どもと親の健康づくり</p>
		<p>保育・幼児教育の充実</p>	<p>保育施設、多様な保育サービスの整備・拡充</p> <p>就学前の養護・教育の質の向上</p> <p>保育と教育の一体的な提供</p>
		<p>支援を要する子ども・家庭のサポート</p>	<p>養育困難家庭・要保護児童支援</p> <p>配慮を要する子どもの支援</p> <p>ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援</p> <p>悩みや困難を抱えた子どもの支援</p>
		<p>質の高い学校教育の充実</p>	<p>「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進</p> <p>信頼と誇りのもてる学校づくり</p>
		<p>子どもの成長と活動の支援</p>	<p>成長と活動の場と機会の充実</p> <p>子どもの社会への参加・参画の機会の充実</p>
		<p>子どもが育つ環境整備</p>	<p>地域の子育て力の向上</p> <p>社会環境基盤整備</p> <p>子どもの人権擁護・意識の醸成</p>

取組みの例示

子育て中の親子が気軽につどえる場や機会の充実
就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実

親の学びの支援
親がりフレッシュできる場・機会の充実

子どもと親の健康づくり 食育の推進
思春期のこころと体の健康づくり 歯と口の健康づくり

子ども・子育て支援事業計画に基づく保育・幼児教育の整備
子ども・子育て支援事業計画に基づく多様な保育の提供

養護・就学前教育の質の維持・向上に向けた取組み
区立施設が果たす役割の拡充 保護者の保育サービス選択への支援
養護、就学前教育に携わる人材の確保・育成 幼保小連携の促進

認定こども園の普及・促進に向けた取組み
保育と教育の一体的な提供に向けた職員の育成

早期支援の充実 継続支援・生活支援の仕組みの充実
地域支援体制の構築

早期支援の充実 地域で安心して過ごせる支援の充実
途切れのない支援

情報提供・相談機能の充実 ひとり親家庭の自立に向けた就業支援の充実
ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実
ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実

ニーズに応じた相談機能の充実
子どもの居場所の拠点整備

豊かな人間性の育成 豊かな知力の育成
健やかな身体・たくましい心の育成
これからの社会を生きる力の育成 特別支援教育の充実

教員の資質向上のための支援 信頼される学校経営の推進
ニーズに応じた相談機能の充実

全ての児童館における中高生支援の拡充 青少年交流センターによる中高生支援
外遊びの機会と場の拡充 成長に応じた活動の支援
子どもを取り巻く地域や親の子育て力の向上

参加から参画へ、地域での場と機会の提供
子どもの意見表明の推進 次代の担い手の育成

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成
子育て活動の支援 子育て活動のネットワーク形成と活性化

子育てしやすいまちづくり 子どもの安全・安心 ワーク・ライフ・バランスの推進
子どもを生き育てやすい環境の整備 文化・芸術・スポーツと親しむ環境づくり

子どもの人権意識の醸成 子どもの人権についての大人の意識の醸成
子どもの人権を守る体制の充実

重点政策

- ・ 子どもの生きる力の育み
- ・ 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上
- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援

第3章 計画の内容

1 子育て家庭への支援

(1) 身近なつどいの場・気軽な相談窓口の充実

現状と課題

- ・ 核家族化の進行、地域社会とのかかわりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が問題となっています。他者との交流が少ないため、課題を抱えていても当事者が認識していない場合があります、周囲の気づきや状況に応じた適切な支援の場へのつながりが課題です。
- ・ 在宅子育て家庭にとって、身近なつどい・交流の場であるおでかけひろばは、保護者の負担を軽減し、子育て家庭の孤立化の予防となることからニーズも高く、今後はおでかけひろばの拡充や児童館子育てひろばの機能の充実が求められています。
- ・ 在宅子育て中の親だけでなく、小学校就学以降の子どもをもつ親が、身近で気軽に交流できる場や機会が不足してします。また、子どもの区外進学などによって地域とのつながりが薄くなったり、親同士の交流の機会が減少しており、親同士の交流や気軽に相談できる場所が求められています。

目標

- ・ 情報交換や交流の機会、気軽に相談ができる場が身近で得られている。
- ・ 身近な場での交流や相談をきっかけに、適切なサービスや支援につながるができている。
- ・ 在宅子育て家庭を中心として、孤立化の予防や交流が図られ、子育てに喜びと楽しさを実感している。

取組みの例示

- ・ 子育て中の親子が気軽につどえる場や機会の充実
- ・ 就学後の子どもをもつ親が気軽につどえる場や機会の充実

(2) 子育て力発揮への支援

現状と課題

- ・ これまで、親族や地域に支えられながら家庭が中心となっていて行われてきた子どものしつけなどが、核家族化や地域社会とのかかわりの希薄化に伴い、親だけが抱え込む、または保育・幼児教育機関、学校等に任せるといった状況がみられます。
- ・ 子どもとともに、親が学び成長するために、家庭教育の情報提供や相談機能の充実、親同士や地域との連携の機会が求められています。
- ・ 子育てによる不安や負担を軽減させるためには、子育てを楽しむためのサポートが重要です。保護者が自分の時間を持てる仕組みを作るため、一時預かりの拡充や急な預かりニーズへの対応が求められています。
- ・ 保護者は子どもの発達に多かれ少なかれ不安を抱えているものですが、不安を抱えていても、専門機関等へ相談に行くことに抵抗を感じ、一人で悩みを抱えている保護者がたくさんいます。

目標

- ・ 親が子どもとともに成長し、子どもを育てる力が高まっている。
- ・ 親が子育てに対する意識を向上させ、自ら解決できる力が育まれている。
- ・ 保護者が自分の時間を持つことで、リフレッシュする機会がある。
- ・ 父親の子育て参加の意識が醸成され、母親だけではなく、父親も子育てを楽しむ。
- ・ 子どもの発達に不安を抱える保護者が、身近な場所で気軽に参加でき、その子にあった関わり方に気づき、また同じような不安を抱えた親同士が知り合える機会がある。

取組みの例示

- ・ 親の学びの支援
- ・ 親がリフレッシュできる場・機会の充実

(3) 子どもと親の健康づくり

現状と課題

- ・ 出産や子育てについて、正しい知識を得る機会がないまま成長することが多くなっています。子育てのイメージを持たずに妊娠・出産を迎えたり、出産後に育児不安や産後うつなどから不適切な育児に陥ることがないように予防する必要があります。また、育児期は家族全体の生活習慣を見直す大きなきっかけとなります。妊娠・出産・子育て知識の普及・啓発だけでなく、望ましい生活習慣の獲得に向けた支援が求められます。
- ・ 食の情報が氾濫する中、正しい選択ができずに、子どもの状況にあった食事づくりが困難となっている場合があります。
- ・ 思春期のこころと体の健康づくりは大切ですが、こころの健康相談等の相談窓口の利用は決して多くはありません。また、性感染症予防や望まない妊娠の予防に関する啓発手法が確立されていません。
- ・ 虫歯のある子どもは減っていますが、一人で6～8本むし歯のある子どもが一定割合おり、健康状況の二極化が進んでいます。また、偏った知識で歯に良い生活習慣の実践が伴っていないため、歯と口の健康づくりの支援が求められています。

目標

- ・ 育児不安等を抱えた保護者が早期に支援に辿り着き、個々の状況に応じた子育ての支援が受けられている。
- ・ 妊娠期から家族や子どもの成長・発育にあった食生活が実践されている。
- ・ 思春期の子どもが相談できる窓口が整備され、子どもや保護者が気軽に相談できている。
- ・ 多様な支援の体制の整備とネットワーク構築による切れ目のない支援が受けられている。
- ・ 歯と健康に望ましい生活習慣の習得が身についている。

取組みの例示

- ・ 子どもと親の健康づくり
- ・ 食育の推進
- ・ 思春期のこころと体の健康づくり
- ・ 歯と口の健康づくり

2 保育・幼児教育の充実

(1) 保育施設・多様な保育サービスの整備・拡充

現状と課題

- ・ 共働き家庭等の増加により、保育の需要が増大しており、保育待機児の解消が急務となっています。
- ・ 親の働き方がますます多様化する中で、働き方や就労時間などその家庭にあった多様な形態での保育の提供が求められています。

目標

- ・ 保育施設・事業の整備を促進し、保育待機児が解消されている。
- ・ 質の確保された多様な保育の提供体制が整い、各家庭にあった保育を選択することができる。

取組みの例示

- ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づく保育・幼児教育の整備
- ・ 子ども・子育て支援事業計画に基づく多様な保育の提供

(2) 就学前の養護・教育の質の向上

現状と課題

- ・ 保育需要の急激な高まりに対応するための保育施設整備が進められる中、子どもや保護者が安心して保育・幼児教育を利用できるように、これまでの養護・就学前教育の質を確保するとともに、さらなる向上が求められています。
- ・ 就学前の保育・幼児教育を保護者が選択するにあたり、施設やサービスの情報提供とともに、情報の読み解き方を伝えるなどの支援が求められています。
- ・ 全国的な保育需要の増加に伴い、保育士が不足しています。他職種と比較し、平均勤務年数が短いこと、保育士、幼稚園教諭の相談の受け皿の不足なども課題です。
- ・ 学校教諭、幼稚園教諭、保育士の交流や情報交換の場は少なく、いわゆる「小1プロブレム」や就学前の保育・幼児教育と学校との継続した連携の困難さなどが課題です。

目標

- ・ 区が定める認可・運営基準等に基づく質の高い養護・就学前教育が提供されている。
- ・ 区立施設で、養護・就学前教育の質の向上を図る先導的な取組みが行われている。
- ・ 区立施設が中心となって、地域の保育ネットワークが充実・強化され、養護・就学前教育の質の向上に向けた連携・協力が図られている。
- ・ 保護者が施設やサービスについて、十分な情報が得られ、その情報を読み解く力をもって適切なサービスを選択できる。
- ・ 保育士の処遇改善や、職員間の交流・情報共有の機会の充実が図られ、不安や悩みが軽減され、モチベーションを保って質の高い保育を提供している。
- ・ 学校教諭、幼稚園教諭、保育士などが、互いに交流し、それぞれの教育・保育を知る情報交換の機会をもつことで、幼保小の連携が図られ、子ども、保護者が安心して新たな施設の利用開始を迎えている。

取組みの例示

- ・ 養護・就学前教育の質の維持・向上に向けた取組み
- ・ 区立施設が果たしていく役割の拡充
- ・ 保護者の保育サービス等の選択への支援
- ・ 養護・就学前教育に携わる人材の確保・育成
- ・ 幼保小連携の促進

(3) 保育と教育の一体的な提供

現状と課題

- ・ 国では、認定こども園の普及・促進を目指しています。一方で、保育待機児の課題を抱える世田谷区では、待機児解消に向けて保育定員の拡充が欠かせない状況です。
- ・ 保育と幼児教育に携わる職員の研修をはじめとする交流の場が少ないため、一体的な提供に向けて、研修体系を見直すとともに、交流の機会を充実する必要があります。
- ・ 認定こども園の運営にあたっては、保護者の就労状況等が異なるため、保護者同士がお互いの状況をよく理解したうえで、施設運営に関わることが必要です。

目標

- ・ 認定こども園の制度について、保育・幼児教育事業者への周知が図られ、移行等希望園に対する適切なバックアップが行われている。
- ・ 保育士と幼稚園教諭の合同研修や交流の場・機会が充実しており、お互いの保育・教育の内容を把握することで、ソフト面における一体的な提供が図られている。
- ・ 既存の区内幼稚園、保育所等に従事する職員が保育教諭資格を取得している。

取組みの例示

- ・ 認定こども園の普及・促進に向けた取組み
- ・ 保育と教育の一体的な提供に向けた職員の育成

3 支援を要する子ども・家庭のサポート

(1) 養育困難家庭・要保護児童支援

現状と課題

- ・ 核家族化や子育てに対する不安感・負担感の高まり、地域性の希薄化により子育て家庭が孤立する現状に対して、地域社会で子育てを支援する必要があります。
- ・ 支援を要する家庭の課題が困難化・複雑化しており、早期支援・継続支援が必要であり、子ども家庭支援センターのケースワーカーの専門性・経験の蓄積が欠かせない状況です。
- ・ 要保護児童支援地域協議会によるネットワークを強化し、行政、関係機関、NPO等による妊娠・出産から乳児期、青少年期までの切れ目のない支援が必要です

目標

- ・ 地域社会で子育てを支援する体制づくりを進め、子育て支援拠点施設の整備・充実、子どもを育むNPOの活動提供が図られている。
- ・ 子ども家庭支援センターのケースワーカーが、困難化・複雑化した課題に対応できる児童福祉司等の知識・経験を有している。
- ・ 要保護児童支援地域協議会の関係機関の役割が明確化され、地域における支援体制をより強固にした地域全体で子どもや子育て家庭への切れ目のない支援が図られている。
- ・ 児童相談所が移管され、児童相談が一元的・総合的に行われている。

取組みの例示

- ・ 早期支援の充実
- ・ 継続支援、生活支援の仕組みの充実
- ・ 地域支援体制の構築

(2) 配慮を要する子どもの支援

現状と課題

- ・ 配慮が必要な子どもを早期に必要な支援につなげるため、保護者の気づきを促し、養育力の向上を図る取組みを継続・充実させていく必要があります。
- ・ 地域に対する理解促進や普段子どもと関わる支援者のスキルアップなど、地域で支えるための取組みを強化していく必要があります。
- ・ 支援情報がライフステージで途切れることなく引き継がれるよう、関係機関のネットワーク作りを推進していますが、福祉と教育が一層連携し、進学や転校・転園の際も支援情報が引き継がれることが求められています。
- ・ 配慮が必要な子どもが地域で安心して過ごせるように、日中活動の場や放課後の居場所を確保することが必要です。

目標

- ・ 乳幼児期の保護者の心情に配慮した支援が取り組まれている。
- ・ 専門職員から子どもに関わる支援者への技術的な支援等が行われ、支援者の理解の促進や対応スキルの向上が図られている。
- ・ 関係機関が連携し、ライフステージを通して支援が引き継がれている。
- ・ 配慮が必要な子どもが安心して過ごせる居場所が、身近な場所で提供され、子どもの社会的な自立や発達を促す体制が整備されている。

取組みの例示

- ・ 早期支援の充実
- ・ 地域で安心して過ごせる支援の充実
- ・ 途切れのない支援の実施

(3) ひとり親・生活困窮家庭等の子どもの支援

現状と課題

- ・ ひとり親家庭は、子育てと生計を維持することに日々追われ、地域社会とのつながりが希薄であり、孤立化しやすい状況にあります。また、相談時間の確保や自ら情報収集する余裕もないなど、ひとり親家庭の困難さに寄り添った相談支援や情報提供が求められています。
- ・ ひとり親家庭が安定した生活を営むためには、就労支援の充実とともに、求職活動中の子どもの預かりなど就労に向けた環境が整備されている必要があります。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮者の子どもは、塾に行きたくても経済的な理由で行くことができない、質問したくても近くに聞く人がいないなど、学習環境の課題を抱えています。また自立に向け、就労をイメージできる機会の提供が望まれます。
- ・ 離婚件数の増加に伴い、ステップファミリー（継父母と生活する家庭）も増加しており、家族形成にストレスを伴うことも多く、児童虐待やDVにつながる要因をはらんでいます。

目標

- ・ 個々の状況に応じた十分な情報が得られ、その人に寄り添った相談支援とともに、ひとり親家庭の自立が促進されている。
- ・ ひとり親家庭の地域での暮らしを支える環境やシステムが整っている。
- ・ 就労支援の充実とともに、ひとり親の就労に向けた活動を支える環境が整備されている。
- ・ ひとり親家庭や生活困窮者の子どもの学習環境や居場所が充実し、自立に向けたステップアップが図られている

取組みの例示

- ・ 情報提供・相談機能の充実
- ・ ひとり親家庭の自立に向けた就業支援の充実
- ・ ひとり親家庭の子育てと仕事の両立を図るための子育て・生活支援等の充実
- ・ ひとり親家庭、生活困窮家庭等の子どもの自立に向けた支援の充実

(4) 悩みや困難を抱えた子どもの支援

現状と課題

- ・ 不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達発育など、子どもとその保護者が抱える問題が複雑・多様化しています。問題の早期発見や未然防止、発生後の対応等、相談機能の重要性が高まっています。
- ・ ひきこもり、虐待、障害など、社会的なハンディキャップを抱えた青少年が、地域の一員として安心して日常生活を過ごせる環境が求められています。
- ・ 様々な要因により支援の手が届かないと長期のひきこもりに移行するリスクが高くなるため、これを防ぐ対応が求められています。

目標

- ・ 子どもとその保護者に関する相談機能が充実している。
- ・ 悩みや困難を抱えた青少年の支援を行う人や機関への支援が充実し、それらのネットワークが有効に機能している。

取組みの例示

- ・ ニーズに応じた相談機能の充実
- ・ 子どもの居場所の拠点整備

4 質の高い学校教育の充実

(1) 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進

現状と課題

- ・ 地域の小・中学校が一体となって、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動を展開し、質の高い9年間の義務教育を推進することが必要です。
- ・ 知・徳・体をバランスよくはぐくむことが求められています。
- ・ 国際理解や環境に関する教育、防災・安全教育など、これからの社会を生き抜くために必要な資質や能力を育成することが必要です。
- ・ 配慮を要する子どもたち一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長するように、特別支援教育の一層の充実を図る必要があります。
- ・ 子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生していることから、いじめの未然防止の取組み強化が求められています。

目標

- ・ 「世田谷9年教育」が区立学校全校に定着し、教育の質の向上が図られている。
- ・ 「豊かな人間性」「豊かな知力」「健やかな身体・たくましい心」の育成が図られている。
- ・ 変化の激しいこれからの社会を生きる力の育成が図られている。
- ・ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育が充実している。
- ・ 「いじめ防止基本方針」等を踏まえ、いじめ防止等の総合的推進に取り組んでいる。

取組みの例示

- ・ 豊かな人間性の育成
- ・ 豊かな知力の育成
- ・ 健やかな身体・たくましい心の育成
- ・ これからの社会を生きる力の育成
- ・ 特別支援教育の充実

(2) 信頼と誇りのもてる学校づくり

現状と課題

- ・ 質の高い教育を推進するため教職員の指導力向上が不可欠ですが、研修に参加する時間がなかったり、幼・小・中学校の教員の共同による研修・研究や情報交換・交流を行う機会や場が少ない等の課題があります。
- ・ 現在の教育センターは、施設面でのキャパシティ不足や多様な研修・研究を支える設備や機能面が不十分であり、さらに、施設も老朽化しています。幼稚園を含め 100 校を超える区立学校を擁する自治体において十分な機能を発揮できる新たな教育センターの整備に向けた取組みが求められています。
- ・ 93 校の学校経営、29 の学び舎の運営・取組みの姿勢や内容に差があります。
- ・ いじめや不登校、虐待・ネグレクト、性や思春期のこころの問題、発達障害など、児童・生徒とその保護者が抱える問題が複雑・多様化しています。

目標

- ・ 新たな教育センターにより、教職員の研修・研究のセンター的機能に加え、教育相談機能や学校支援機能などが充実している。
- ・ 地域とともに子どもを育てる学校運営が充実している。
- ・ 学校経営や「学び舎」運営のモデルとなる「世田谷マネジメントスタンダード」が策定されている。
- ・ 教育相談・不登校対策が充実している。

取組みの例示

- ・ 教員の資質向上のための支援
- ・ 信頼される学校経営の推進
- ・ ニーズに応じた相談機能の充実

5 子どもの成長と活動の支援

(1) 成長と活動の場と機会の充実

現状と課題

- ・ 子どもが希望する活動ができる場所や活動の支え手などの受け皿が不足しています。
- ・ 子どもが地域の様々な大人と出会う機会や異年齢との交流が減少しています。特に区外に通学する子ども、中高生は地域と交流する機会や場が少なくなっており、地域への親しみを育みにくくなっています。
- ・ 中高生が主体となって過ごせる居場所や、地域での活躍の機会の拡充が求められています。
- ・ 遊び方の変化や、自由に外遊びができる場所が減少していることから、子どもがいきいきと外遊びをすることや自然と触れ合える機会が減少しています。

目標

- ・ 子どもの希望にあった多様な活動の場や、地域で多世代が交流し活動する機会が充実している。
- ・ 中高生が地域で過ごせる場や機会が拡充され、中高生が主体となった活動が活性化している。
- ・ 活動の支え手となる地域の人材の育成・確保が図られ、子どもの成長を地域の大人が見守り支えている。
- ・ 身近で外遊びできる場が拡充され、遊び場のリーダーが子どもの外遊びを支えている。

取組みの例示

- ・ 全ての児童館における中高生支援の拡充
- ・ 青少年交流センターによる中高生支援
- ・ 外遊びの機会と場の拡充
- ・ 成長に応じた活動の支援
- ・ 子どもを取り巻く地域や親の子育て力の向上

(2) 子どもの社会への参加・参画の機会の充実

現状と課題

- ・ 子どもの社会性や自主性を育むために、子どもが自分の意見を表明する場や参加・参画する機会を充実する必要があります。
- ・ 参加・参画の機会や活動の場の情報が子どもに届いていなかったり、子ども自身の参加意欲の醸成が充分でないことが、活動の活性化や拡大への課題となっています。
- ・ 地域での体験を重ね成長した子どもが次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していく仕組みづくりが求められています。

目標

- ・ 子どもの意見表明の場や、子どもが主体的に関わり運営する企画が増えるなど、参加・参画の機会が拡充されている。
- ・ 子ども自身の参加・参画への意識が醸成され、活動の活性化が図られている。
- ・ 次代の担い手が育ち、地域での子どもの参加・参画が世代交代しながら継続している。

取組みの例示

- ・ 参加から参画へ、地域での場と機会の提供
- ・ 子どもの意見表明の推進
- ・ 次代の担い手の育成

6 子どもが育つ環境整備

(1) 地域の子育て力の向上

現状と課題

- ・ 核家族化により、子育て家庭には地域での身近な支えが必要とされている一方、地域のつながりの希薄化や、子ども・子育てに対する周囲の理解不足などから、孤立し課題を抱え込む家庭があります。
- ・ 子育て支援活動を継続して行うためのノウハウや人材の確保・育成が十分でないため、活動の継続が困難となる組織・団体があります。
- ・ 子ども・子育てに対するニーズの多様化もあり、多彩な子育て活動団体が存在していますが、個々の活動での対応には限界があり、情報共有をしながら活動を補完し合えるネットワークの形成が求められています。

目標

- ・ 子ども・子育てに対する地域の理解や協力の気運が増し、地域で子どもの育ちを見守るという意識が醸成されている。
- ・ 保護者・学校・地域・行政の協働により、地域コミュニティが子どもを中心として活性化し、社会全体で子どもの育ちを支えている。
- ・ 地域の子育て活動がより活性化し、子どもや子育て家庭が地域の資源を有効に活用している。

取組みの例示

- ・ 子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成
- ・ 子育て活動の支援
- ・ 子育て活動のネットワーク形成と活性化

(2) 社会環境基盤整備

現状と課題

- ・ 子どもや子育て世帯が安心して気軽に出かけられるためには、まちのバリアフリー化や歩きやすい道路整備などとともに、授乳スペースなどの設備の充実と周知も求められています。
- ・ 子どもの安全、安心が脅かされる事故や事件が増加しており、子どもの安全・安心が守られる環境づくりが求められています。
- ・ 子どもの生きる力を高めるためにも、身近で自由に外遊びできる場や、自然と触れ合える環境が求められています。
- ・ 子育て中の女性の就労率が上昇しており、保育・幼児教育の環境整備とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ることにより、両立を支援していく必要があります。
- ・ 妊娠から出産、子育てにかかる経済的負担への不安から、子どもを育てたいと考えながらもためらう方もいるなど、子育てを後押しする環境が充分ではありません。
- ・ 子どもが、文化・芸術・スポーツを身近に親しむ機会が必要とされています。

目標

- ・ バリアフリー整備や授乳スペースの充実など、妊産婦から子育て世帯まで安心して出かけられるまち。
- ・ 子どもの安全・安心が確保されている。
- ・ 外遊びの場や、自然と触れ合える環境が身近にある。
- ・ ワーク・ライフ・バランスが推進され、働きながらの子育てで感じる負担が軽減されている。
- ・ 子どもを生み育てたい希望を後押しする環境が整備されている。
- ・ 子どもが、文化・芸術・スポーツに親しむ機会が充実している。

取組みの例示

- ・ 子育てしやすいまちづくり
- ・ 子どもの安全安心
- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・ 子どもを生み育てやすい環境の整備
- ・ 文化・芸術・スポーツと親しむ環境づくり

(3) 子どもの人権擁護・意識の醸成

現状と課題

- ・ 世田谷区では子ども条例を制定していますが、子どもは条例があることを知らなかったり、内容を把握していないなど、子どもの人権に対する意識が浸透しているとはいえません。
- ・ 子ども・子育てに関わる事業は、保護者やサービス提供者など大人のニーズ・考えにより構築され、評価されがちです。子どもと関わる大人が、子どもの人権を理解して接することが必要です。
- ・ いじめや虐待が重大化することを防ぐために、関係機関との連携を強化する必要があります。

目標

- ・ 子どもの人権意識が醸成されている。
- ・ 大人も子どもの権利を理解し、子どもの視点に立った事業や施策の構築・評価が行われている。
- ・ 子どもの人権擁護機関が広く認知され、子どもや保護者が気軽に利用できる場となっている。

取組みの例示

- ・ 子どもの人権意識の醸成
- ・ 子どもの人権について大人の意識の醸成
- ・ 子どもの人権を守る体制の充実

第4章 重点政策

1 妊娠期からの切れ目のない支援

妊娠、出産、子育てに係る父母の不安感や負担感が増えてきていることから、妊産婦や子育て家庭を、寄り添いながら支える仕組みを身近な場から充実します。

気軽に集える場を提供するなど地域での身近なつながりを促し、育児を楽しいと感じられる仕組みの充実

必要な支援を受けられる、手の届く相談窓口と連携体制の整備

多様な支援の体制の整備とネットワーク構築による切れ目のない支援

複合的課題を抱えた子育て家庭への、包括的・継続的ケアマネジメントと支援地域の支援者の育成やつながりの場の確保

(仮称)子育て支援コーディネーターの配置の検討

母子保健事業の拡充

2 子育て家庭を支える基盤の整備と質の向上

子育て家庭を支える基盤の整備・拡充とともに、サービスの質の担保と向上を図ります。

子ども・子育て支援事業計画に基づく、教育・保育事業及び、子ども・子育て支援事業の基盤整備

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い区が定める認可・運営基準に基づく質の担保

子どもや保護者が当事者として、事業運営や事業の実施主体と関わっていく仕組みづくり

保護者がサービスを評価・選択をする力の養成支援

子ども・子育てを支える人材の確保と育成

3 子どもの生きる力の育み

子どもが主体的に活動できる場や機会を充実させ、子どもの生きる力を育む環境を地域で整えます。

子どもが自らもつ力を発揮し活躍できる場と機会の充実

地域で多世代と交流し活動する機会の充実

次代の担い手を育む環境の整備

外遊びの推奨と環境整備

子どもの育ちを見守り支える地域コミュニティの形成

第5章 子ども・子育て支援事業計画（案）

子ども・子育て支援法では、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実施主体である地方自治体の責務として、それぞれの事業の需要量見込みと確保の内容、実施時期を定めた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが定められています。

世田谷区では、平成25年8月にニーズ調査を実施し、国の手引きに基づき調査結果を分析するとともに、現実的な事業量と乖離がある事業については、子ども・子育て部会に意見聴取を行いながら補正の考え方をまとめ、事業計画（案）を作成しました。

1 圏域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、圏域を設定したうえで、圏域ごとに需要量見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

世田谷区では、教育・保育事業について、行政区域である5つの総合支所のエリアを圏域とします。そのうえで、保育の必要性があると認定された2号認定（3歳から5歳）、3号認定（0歳から2歳）に対応する確保の内容について、5地域ごとに記載する一方、3歳から5歳の学校教育の需要である1号認定については、地域を越えての利用が多くみられる現状を鑑み、世田谷区全域を1つの圏域として確保の内容を記載します。

子ども・子育て支援事業については、世田谷区全域を1つの圏域とします。

	年齢	保育の必要性	認定区分	利用対象施設	圏域
教育・保育事業	0～2歳	保育の必要性あり	3号認定	保育所 認定こども園 地域型保育事業	5地域
	3～5歳	保育の必要性あり	2号認定	保育所 認定こども園	
		保育の必要性なし	1号認定	幼稚園 認定こども園	区全域
子ども・子育て支援事業					

5地域ごとの教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期については、47ページの表を参照。

2 推計人口

教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の需要量見込みの算出にあたって、基本となる世田谷区の子どもの推計人口については、区が実施した人口推計を使用しており下記の表の通りです。

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	6,965	6,962	6,998	6,976	6,952
1歳	7,160	7,179	7,176	7,215	7,192
2歳	7,259	7,143	7,162	7,159	7,198
3歳	7,083	7,239	7,124	7,143	7,141
4歳	7,142	7,072	7,229	7,114	7,133
5歳	6,865	7,188	7,117	7,275	7,159
6歳	6,833	6,900	7,224	7,153	7,311
7歳	6,646	6,865	6,932	7,257	7,185
8歳	6,328	6,661	6,882	6,950	7,275
9歳	6,263	6,359	6,695	6,917	6,986
10歳	6,189	6,299	6,395	6,733	6,956
11歳	6,247	6,214	6,323	6,420	6,759

3 需要量見込み及び確保の内容と実施時期

(1) 教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

幼稚園、認定こども園教育標準時間利用による確保の内容と実施時期

幼稚園及び認定こども園の教育標準時間利用によって確保をする対象としては、基本的に1号認定者となります。1号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がなく、学校教育のみを希望する子どもがあたります。この1号認定者に加え、2号認定者の一部についても対象としています。2号認定とは、3歳から5歳で保育の必要性がある子どもがあたりますが、その中でも幼児期の学校教育の希望が強い方も同施設を利用するという考え方から対象となっています。

平成31年度の幼稚園、認定こども園教育標準時間利用の需要量見込みについては、1号認定11,574人、2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い方573人の計12,147人となっています。この需要量見込みに対して、平成25年実績の区内幼稚園等による確保の内容が12,234人となっています。また、世田谷区に住居のある方で区外の幼稚園等を利用している方が2,311人、世田谷区以外に住居のある方で区内の幼稚園等

を利用している方が 1,099 人おり、この数を加減した 13,446 人が確保されています。需要量見込みを上回る確保がされていることから、平成 31 年度までの確保の内容を同数の 13,446 人としています。

		平成 25 年度(実績)		平成 26 年度(見込)		平成 27 年度	
		1号 認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い	1号 認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い	1号 認定	2号認定 幼児期の学 校教育の希 望が強い
需要量見込み	需要量見込み					11,394	564
	需要量見込み総計						11,958
確保の内容	教育・保育施設		12,234		12,234		12,234
	確認を受けない幼稚園		-		-		-
	区外利用 - 区内利用		1,212		1,212		1,212
	確保総計		13,446		13,446		13,446

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)	1号	2号(幼)
需要量見込み	11,611	576	11,594	575	11,625	576	11,574	573
需要量見込み総計	12,187		12,169		12,201		12,147	
教育・保育施設	12,234		12,234		12,234		12,234	
確認を受けない幼稚園	-		-		-		-	
区外利用 - 区内利用	1,212		1,212		1,212		1,212	
確保総計	13,446		13,446		13,446		13,446	

確保の内容については、新制度の特定教育・保育施設として確認を受けた幼稚園等による確保と、確認を受けない幼稚園に分けて記載することになっております。素案の時点では、新制度への移行について、事業者の意向の確認ができていないため、あわせた数値を記載しております。

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業による確保の内容と実施時期

保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等によって確保をする対象としては、2号認定者のうち、上記の幼児期の学校教育の希望が強い方を除いた方と3号認定者になります。3号認定とは、0歳から2歳で保育の必要性がある子どもがあたります。さらに3号認定については、0歳と1、2歳に区分して需要量見込み及び確保の内容と実施時期を定めることとなっております。

地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業を指し、小規模保育事業はA型、B型、C型に分かれます。

平成31年度の保育所、認定こども園保育時間利用、地域型保育事業等については、2号認定の需要量見込み9,262人に対して、9,327人の確保を目指します。3号認定については、0歳の需要量見込み2,911人に対して、2,427人を、1、2歳の需要量見込み6,566人に対して8,042人の確保を目指します。

0歳については、需要量見込みを下回る確保の内容とした一方で、1、2歳については需要量見込みを大きく上回る確保の内容としています。これは、保育所等の整備にあたって、0歳だけの保育所や0歳の定員を下回る1歳の定員の保育所を整備することが現実的でないことから、このような確保の内容となっています。

世田谷区では0歳保育の需要量見込みに対して数値の補正を行いませんでしたが、1歳で保育所等に入れるのであれば、1歳以降から保育を希望する方も多いことがニーズ調査から分かっています。1、2歳の確保内容に余剰が生じることで、こうした方のニーズにも応えられるとの考えから確保の内容を定めています。

		平成25年度(実績)			平成26年度(見込)			平成27年度		
		0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)	0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)	0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)
需要量見込み								2,917	6,577	9,070
確保の内容	教育・保育施設	680	3,529	6,236	841	4,208	7,386	991	4,576	8,088
	地域型保育事業所				6	12		66	132	
	認可外保育施設	637	1,810	562	677	1,853	498	677	1,853	498
	確保総計	1,317	5,339	6,798	1,524	6,073	7,884	1,734	6,561	8,586

平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)	0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)	0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)	0歳 3号	1-2歳 3号	3-5歳 2号 (保育)
2,915	6,531	9,222	2,930	6,537	9,232	2,921	6,550	9,251	2,911	6,556	9,262
1,162	4,947	8,766	1,279	5,181	9,195	1,297	5,217	9,261	1,315	5,253	9,327
126	252		186	372		264	528		336	672	
677	1,853	498	710	1,941	332	743	2,029	166	776	2,117	0
1,965	7,052	9,264	2,175	7,494	9,527	2,304	7,774	9,427	2,427	8,042	9,327

(2) 子ども・子育て支援事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

利用者支援に関する事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。当面の間、3中学校区に1ヶ所を目安として、需要量見込みを設定し10ヶ所の確保を目指します。

利用者支援事業実施場所(ヶ所)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			10	10	10	10	10
確保の内容	5	5	10	10	10	10	10

時間外保育事業

保育所等において、通常の開所時間を超えて保育を行う事業です。需要量見込みに対して、保育所等の新規整備を集中的に行い、平成29年度までの確保を目指します。

時間外保育事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			3,648	3,675	3,677	3,683	3,674
確保の内容	2,321	2,650	3,000	3,350	3,700	3,700	3,700

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。世田谷区では、小学校内で放課後の自由な遊び場であるBOP事業と一体的に運営を行っています。

低学年では、条件を満たしている児童の受け入れが可能であり、量の見込みに対し確保していきます。また、子どもの多様な遊び場や安定した生活の場を提供できるよう、スペースを確保しながら子どもの成長を支援していきます。

高学年については、BOP、児童館で、児童の成長に合わせ継続してゆるやかな見守りを実施するとともに、プレーパーク等を含めた地域の居場所において、大人の目が入るよう地域での見守りを展開していきます。配慮を要する児童に対しては、放課後児童健全育成事業を6年生まで実施します。

放課後児童健全育成事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み(低学年)			5,523	5,696	5,867	5,956	6,072
需要量見込み(高学年)			2,153	2,176	2,247	2,323	2,388
確保の内容（低学年）	4,338	4,448	5,523	5,696	5,867	5,956	6,072

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等により、一時的に児童を養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で短期間保護する事業です。現在、1歳から12歳の子どもを対象とした「子どものショートステイ」と0歳児を対象とした「赤ちゃんショートステイ」を実施しています。需要量見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

子育て短期支援事業年間利用者数 (人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			813	819	819	821	819
確保の内容	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555	2,555

乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 ヶ月に至るまでの乳児がいる家庭へ、保健師又は乳児期家庭訪問指導員（助産師等）が家庭訪問を行い、乳児の発育・発達状況や育児環境の把握を行うとともに、地域の保健サービス等の情報提供を行う事業です。需要量見込みに対応できる委託訪問指導員、嘱託訪問員の体制の確保を目指します。

乳児家庭全戸訪問事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			7,465	7,462	7,498	7,476	7,452
確保の内容	体制：委託訪問指導員 38 人、嘱託訪問員 5 人 実施機関： 各総合支所		体制：委託訪問指導員 40 人、嘱託訪問員 8 人 実施機関：各総合支所				

養育支援訪問事業

世田谷区では、養育困難家庭等ホームヘルパー派遣事業を中心として実施しており、子どもの養育が困難と認められる世帯に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、虐待予防及び当該世帯の自立を支援する事業です。需要量見込みに対応できる委託事業者の体制を確保します。

養育支援訪問利用件数(件)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			109	117	125	133	142
確保の内容	実施機関： 各総合支所 委託事業者 14 社		実施機関：各総合支所 委託事業者 14 社				

地域子育て支援拠点事業

世田谷区ではひろば事業として実施しています。子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流できるひろばで、子育て相談や子育て情報の提供を通して、子育てに対する不安の解消や負担感を軽減し、地域の子育て支援機能の充実を図る事業です。平成31年度までに需要量見込みに対応する箇所数の確保を目指します。

地域子育て支援拠点事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み(人日)			333,608	332,352	333,313	333,341	333,019
需要量見込み(ヶ所)			52	52	52	52	52
確保の内容(ヶ所)	38	41	43	46	48	50	52

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業です。子育て中の親のリフレッシュ等育児負担の軽減を図るため、理由を問わずに子どもを短時間預かる事業や、幼稚園の預かり保育事業を含めて、一時預かり事業としています。

幼稚園による一時預かりについては、現在幼稚園で預かり保育事業として実施しています。新制度の実施に伴い幼稚園型の一時的預かり事業が創設される予定です。需要量見込みに対して、これまでの幼稚園の預かり保育事業と幼稚園型一時預かり事業をあわせて、平成31年度までに確保することを目指します。

幼稚園による一時預かり事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			359,175	366,161	365,670	366,715	365,020
確保の内容	289,875	298,275	304,904	319,933	334,962	349,991	365,020

）その他の一時預かりについては、上記の一時預かり事業のほか、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）と子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）をあわせて確保することとしています。

トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間や休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設において児童を預かる事業です。

子育て援助活動支援事業は、児童の預かり等の援助を受けたい方（依頼会員）と援助を行いたい方（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

需要量見込みに対して、保育所等における一時保育の拡充を中心に、平成 31 年度までに確保することを目指します。

その他の一時預かり事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
需要量見込み			191,090	190,853	191,186	191,464	191,243	
確保の内容	一時預かり	99,050	122,300	139,250	162,500	185,750	188,000	190,250
	トワイライトステイ	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	子育て援助活動支援事業	()						

子育て援助活動支援事業（就学児）参照

病児・病後児保育事業

保育所等に通っている乳幼児が病気やケガ等で、集団保育が困難な時期に、専門施設において一時的に保育を行う事業です。需要量見込みに対して、平成 31 年度までに確保することを目指します。

病児・病後児保育事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			23,869	24,034	24,052	24,095	24,035
確保の内容	17,400	17,400	17,400	19,200	21,000	22,800	24,100

子育て援助活動支援事業（就学児）

就学前児童に対する子育て援助活動支援事業については の一時預かり事業とあわせて記載することとなっています。ここでは、就学児童に対する子育て援助活動支援事業について記載します。現在、類似の事業として世田谷区社会福祉協議会が単独事業としてふれあい子育て支援事業を実施しています。需要量見込みに対して一定程度の確保が図られております。現在、区で子育て援助活動の実施について検討を進めていますが、現時点では、確保の内容について記載していません。

子育て援助活動支援事業年間利用者数(人日/年)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
需要量見込み			41,636	42,786	44,289	45,151	45,920

妊婦健診事業

妊婦に対し都内契約医療機関で全妊娠期間に実施する妊婦健康診査の 14 回分の費用の一部を負担する事業です。また、里帰り等により都内契約医療機関以外（都内助産所含む）で妊婦健康診査を受診した場合にはその費用の一部を助成しています。量の見込みに対応できる確保がされており、現行の体制を維持します。

妊婦健診事業利用者数(人)	25年度 (実績)	26年度 (見込)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(人)	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940	8,940
量の見込み(回)	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160	125,160
確保の内容	実施場所： 都内契約医療機関		実施場所： 都内契約医療機関				

教育・保育事業の需要見込み及び確保の内容と実施時期(地域別)

地域	需要見込み 確保の内容	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度												
		2号認定		3号認定	2号認定		3号認定	2号認定		3号認定	2号認定		3号認定	2号認定		3号認定										
		1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い	0歳1-2歳	1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い	0歳1-2歳	1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い	0歳1-2歳	1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い	0歳1-2歳	1号認定	幼児期の学校の教育の希望が強い	0歳1-2歳										
全地域	需要見込み	11,394	564	9,070	2,917	6,577	11,611	576	9,222	2,915	6,531	11,594	575	9,232	2,930	6,537	11,625	576	9,251	2,921	6,550	11,574	573	9,262	2,911	6,556
	確保の内容	12,234	8,088	991	4,576	12,234	8,766	1,162	4,947	12,234	9,195	1,279	5,181	12,234	9,261	1,297	5,217	12,234	9,261	1,297	5,217	12,234	9,327	1,315	5,253	
	区外利用 - 区内利用	-	1,212	-	-	-	1,212	-	-	-	1,212	-	-	-	1,212	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育事業所 認可外保育施設 確保総計	13,446	8,586	1,734	6,561	13,446	9,264	1,965	7,052	13,446	9,527	2,175	7,494	13,446	9,427	2,304	7,774	13,446	9,427	2,304	7,774	13,446	9,327	2,427	8,042	
世田谷地域	需要見込み	2,747	187	2,437	937	1,791	2,871	195	2,471	936	1,777	2,887	196	2,473	939	1,779	2,928	199	2,473	937	1,781	2,913	198	2,475	933	1,782
	確保の内容	2,223	305	1,295	18	36	2,355	341	1,367	30	60	2,454	368	1,421	42	84	2,487	377	1,439	84	168	2,487	377	1,439		
	地域型保育事業所 認可外保育施設 確保総計	165	211	558	165	211	558	165	211	558	110	222	587	110	222	587	55	233	616	55	233	616	0	244	645	
	需要見込み	1,316	78	1,286	389	931	1,331	79	1,297	386	917	1,315	78	1,287	385	910	1,304	77	1,281	381	905	1,287	76	1,273	377	899
北沢地域	需要見込み	1,148	123	608	12	24	1,268	150	671	1,334	168	707	1,334	168	707	36	72	1,334	168	707	42	84	1,334	168	707	
	確保の内容	47	90	254	47	90	254	47	90	254	31	93	262	31	93	262	15	96	270	15	96	270	0	99	278	
	地域型保育事業所 認可外保育施設 確保総計	1,195	225	886	1,315	264	973	1,315	264	973	1,365	297	1,041	1,365	297	1,041	1,365	297	1,041	1,365	297	1,041	1,365	297	1,041	
	需要見込み	3,125	157	2,471	675	1,794	3,172	159	2,514	675	1,782	3,183	160	2,518	678	1,785	3,190	160	2,525	675	1,790	3,177	159	2,526	673	1,790
玉川地域	需要見込み	1,966	238	1,133	12	24	2,260	310	1,297	2,458	364	1,405	2,458	364	1,405	36	72	2,458	364	1,405	36	72	2,491	373	1,423	
	確保の内容	134	177	489	134	177	489	134	177	489	90	185	512	90	185	512	46	193	535	46	193	535	0	201	558	
	地域型保育事業所 認可外保育施設 確保総計	2,100	427	1,646	2,394	511	1,834	2,394	511	1,834	2,548	585	1,989	2,548	585	1,989	2,548	585	1,989	2,548	585	1,989	2,491	610	2,053	
	需要見込み	2,640	118	1,377	515	1,020	2,641	118	1,408	517	1,017	2,593	116	1,417	523	1,022	2,579	115	1,429	523	1,029	2,577	115	1,438	523	1,035
砧地域	需要見込み	1,490	175	818	12	24	1,490	175	818	1,490	175	818	1,490	175	818	36	72	1,490	175	818	36	72	1,523	184	836	
	確保の内容	68	122	328	68	122	328	68	122	328	45	127	341	45	127	341	22	132	354	22	132	354	0	137	367	
	地域型保育事業所 認可外保育施設 確保総計	1,558	309	1,170	1,558	309	1,170	1,558	309	1,170	1,535	338	1,231	1,535	338	1,231	1,535	338	1,231	1,535	338	1,231	1,523	399	1,359	
	需要見込み	1,566	24	1,499	401	1,041	1,596	25	1,532	401	1,038	1,616	25	1,537	405	1,041	1,624	25	1,543	405	1,045	1,620	25	1,550	405	1,050
烏山地域	需要見込み	1,261	150	722	12	24	1,393	186	794	1,393	186	794	1,393	186	794	24	48	1,393	186	794	24	48	1,492	213	848	
	確保の内容	84	77	224	84	77	224	84	77	224	56	83	239	56	83	239	28	89	254	28	89	254	0	95	269	
	地域型保育事業所 認可外保育施設 確保総計	1,345	239	970	1,345	239	970	1,345	239	970	1,477	287	1,166	1,477	287	1,166	1,477	287	1,166	1,477	287	1,492	362	1,225		

第6章 今後の若者施策の取組み

子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、区の基本計画では、「若者が力を発揮する地域づくり」を政策の一つとして位置づけ、若者が多様な交流のなかで成長し、活躍する場を地域とのかかわりのなかで作し、若者を核とした地域の活性化をめざすとともに、対人関係をうまく築けない若者などへの支援に取り組んでいます。

区では、これまでも「せたがや健康プラン」における「思春期のこころの健康づくり」、産業ビジョンでの「若者就労支援」等、各分野、部門別に若者を応援する施策を展開してきました。今後は、これらの施策とあわせ、包括的に若者の悩みを受けとめ支援に結びつけるといった区のこれまでの施策同士をつなぐ、また、従来の施策では救うことのできない、施策の狭間で苦しんでいる若者に光をあてる支援施策が求められています。

さらに、地域の再生・活性化に向けて、また、子どもから高齢者までの世代を超えた交流のためには、若者が地域で活発にする機会の提供、場の充実は今後、欠くことのできない重要な施策の一つです。

「子ども計画」では18歳までを計画の対象としていますが、ひきこもり、自殺、不登校等に起因する問題は18歳を超えた以降も引き続くケースが多く、39歳までの若者も視野にいれた「切れ目のない支援」がまさに今求められており、こうした趣旨から、幼年期からの「子ども施策」とあわせ以下のとおり若者支援施策を子ども計画とともに示すこととしました。

1 生きづらさを抱えた若者の支援

様々な理由から社会との接点を持たず、社会的自立に向けた一歩を踏み出すことができない等、生きづらさを抱えた若者を支援するための拠点を整備し、就労、福祉、医療等の関係機関と連携した支援の仕組みを構築する。

(1) 世田谷若者総合支援センターの整備

2 若者の交流と活動の推進

社会教育施設や学校跡地を活用して、新たな青少年の活動支援施設を整備するとともに、児童館の中高生世代の活動支援機能の拡充を図る。

また、地域の担い手づくりの取組みとの連携や、区民等による居場所づくり等、幅広い若者支援活動の促進に取り組む。

(1) 青少年交流センターの整備

(2) 児童館の中高生世代の活動支援

3 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

若者が主体的に行う文化活動、社会活動について支援する仕組みを構築する。

(1) 居場所運営等、若者の主体的な取組みへの支援の仕組みの構築

4 子ども計画以外の計画に含まれる

「若者支援施策」との連携

「若者総合支援センター」の開設に伴い、せたがや健康プラン、産業ビジョン等に含まれる「若者支援施策」との円滑な連携手法について整理し、「若者支援ネットワーク」を構築する。

(1) 世田谷若者総合支援センターを軸とした若者支援施策の連携

含まれる連携事業

- ・せたがや若者サポートステーション（産業ビジョン）
- ・ヤングワーク世田谷（産業ビジョン）
- ・成人期発達障害者支援事業（UNI）（ノーマライゼーションプラン）
- ・思春期のこころの健康づくり（せたがや健康プラン）
- ・自殺予防、自殺未遂者支援事業（せたがや健康プラン）

(2) 世田谷区子ども・若者支援地域協議会の設置

第7章 実現の方策

本計画の実現にあたっては、個別事業の進捗とともに、計画全体についての進捗も公開し、区民や学識経験者等が参加する会議で評価・検証を行うこととします。

区では、子ども施策の実施状況等の調査審議を行う機関として、新たに子ども・子育て会議を条例で設置する予定です。

1 指標

計画全体の進捗を評価・検証を行うための指標を、子どもの視点と保護者の視点双方から設定します。

(1) 子どもの指標

自分のことが好きだと思ふ子どもの割合

住んでいる地域のために、自分の力を役立てたいと思ふ子どもの割合

(2) 保護者の指標

子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合

子育てしやすい環境だと感じる保護者の割合

2 推進体制

評価・検証・推進における組織

子ども計画の評価・検証・推進にあたっては、次の機関で審議を行う予定です。

(1) 世田谷区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、区の子ども・子育てに関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること等を目的とし区長の附属機関として設置を予定しています。学識経験者、保育・幼児教育・子育て支援事業関係者及び区民等の委員で構成する予定です。

(2) 世田谷区子ども・青少年協議会

地方青少年問題協議会法に基づき、青少年に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること等を目的とし設置された区長の附属機関で。区議会議員、学識経験者、青少年関連事業関係者及び区民等の委員で構成されています。

世田谷区子ども・青少年協議会には、小委員会の関連機関として中高生を中心とする会議体「ユースミーティング世田谷」が設置され、区の施策に対する提言等が行われています。